

足立区公衆喫煙所設置費等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般開放する喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び運営（以下「設置等」という。）に要する費用を区が助成することにより、路上喫煙による受動喫煙、煙草の吸殻のポイ捨て等を防止し、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 足立区の区域内（以下「区内」という。）の土地又は建物を所有するもの
- (2) 区内の建物又は土地を賃借するもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(助成対象となる公衆喫煙所)

第3条 助成金の対象となる公衆喫煙所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例（平成9年足立区条例第25号）第11条第1項の規定に基づき指定される禁煙特定区域の周辺にあって、人通り等を勘案し、区長が必要と認める場所に設置されていること。
- (2) 一般に開放し、かつ、無料で利用させること。
- (3) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
- (4) 専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (5) 供用開始の日から5年間継続して運営するものであること。
- (6) 別表第1に規定する基準を満たした設備であること。
- (7) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。
- (8) 公衆喫煙所の設置について、あらかじめ設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等から同意を得たものであり、かつ、設置場所区域の町会・自治会に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。
- (9) 区が公衆喫煙所として周知できる状態にあること。
- (10) 公衆喫煙所内に東京都又は区が発行する喫煙の健康影響に係る啓発物又は禁煙希望者への支援に係る案内の掲示、配架等を行うこと。

(助成対象経費及び助成期間)

第4条 助成金の交付対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）及び公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）で、別表第2に規定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する助成対象経費について国、都、企業等か

ら助成金等が支払われている場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

- 3 維持管理経費を助成する期間（以下「助成期間」という。）は、当該助成金の交付を受けた初年度の期間の初日から継続した3年間（当該期間中に公衆喫煙所を廃止した場合には、当該廃止の日まで。以下この項において同じ。）とする。ただし、当該期間中に公衆喫煙所を中止した場合における助成期間は、当該中止期間を除いて継続した3年間とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、公衆喫煙所1箇所につき、別表第2に規定する補助対象経費の額に助成率を乗じて得た額と同表に規定する上限額とを比較して少ない方の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金は、予算の範囲内で交付する。

- 3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成申請者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（1） 設置経費の助成金を申請する場合 次に掲げる書類

ア 設置・運営計画書(様式第2号)

イ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の所有者にあっては、発行後3月以内の登記事項証明書

ウ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者にあっては、賃貸借契約書の写し

エ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者にあっては、当該建物又は土地に公衆喫煙所を設置することについての所有者同意書（様式第3号）

オ 公衆喫煙所の案内図

カ 公衆喫煙所の面積、仕様、排煙設備、排気先の位置を示す配置図、平面図及び立面図（以下「配置図等」という。）その他公衆喫煙所の詳細を確認できる資料

キ 公衆喫煙所を設置する前の設置場所の写真

ク 設置経費の見積書の写し

ケ 国、都又は企業等から助成金等が支払われている場合にあってはその内容及び内訳が分かる書類、国、都、企業等から助成金等が支払われていない場合にあっては支払われていないことについての誓約書

コ 公衆喫煙所の設置について、設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等から同意を得ていることが分かる書類

サ その他区長が必要と認める書類

（2） 維持管理経費の助成金を初めて申請する場合 次に掲げる書類

ア 前号アからカまで及びケに掲げる書類

イ 現に供用している公衆喫煙所にあっては、公衆喫煙所の全景及び主要部分の写真

ウ 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が記載された書類

エ その他区長が必要と認める書類

(3) 維持管理費の助成金を前年度に引続き申請する場合 次に掲げる書類

ア 前号アからエまでに掲げる書類のうち、内容に変更があった書類

イ その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。

(1) 設置経費に係る助成の申請 公衆喫煙所設置工事の着工の初日の30日前の日
(当該日が休日(足立区の休日を定める条例(平成元年3月16日足立区条例第2号)第1条に規定する休日をいう。以下同じ。)の場合は、その直前の休日以外の日)

(2) 維持管理経費に係る助成の申請 次に掲げる日

ア 助成を申請する初年度にあつては、助成金の交付を受けようとする期間の初日の30日前の日(当該日が休日の場合は、その直前の休日以外の日)

イ 助成を申請する初年度の翌年度以降にあつては、助成金の交付を受けようとする年度の4月末日(当該日が休日の場合は、その直前の休日以外の日)

(審査)

第7条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、次条の規定による公衆喫煙所設置費等助成審査会(以下「審査会」という。)において、その内容を審査するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の申請について審査会の審査を経ている公衆喫煙所については、同項第2号の申請に係る審査会の審査を省略することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第1号又は第2号の申請について審査会の審査を経ている公衆喫煙所については、同項第3号の申請に係る審査会の審査を省略することができるものとする。

(審査会)

第8条 区長は、第6条の規定による交付申請の内容を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

(1) 第3条に規定する要件の審査に関すること。

(2) 交付申請内容の審査に関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

3 審査会に会長を置き、地域のちから推進部長の職にある者をもって充てる。

4 審査会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 地域のちから推進部地域調整課長

(2) 衛生部こころとからだの健康づくり課長

(3) 足立保健所生活衛生課長

(4) 都市建設部まちづくり課長

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによ

る。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(助成の決定)

第9条 区長は、前条の規定による審査結果に基づき、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付が適当であると認めるときは助成金交付決定通知書(様式第4号)によって、適当でないとは認めるときは助成金不交付決定通知書(様式第5号)によって、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(変更の承認基準)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金変更申請書(様式第6号)又は設置中止等申請書(様式第7号)を提出し、あらかじめ区長による承認を受けるものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 交付決定を受けた経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 交付申請の内容を変更しようとするとき。

(3) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、変更し、又は中止し、若しくは廃止することが適当であると認めるときは、助成金変更承認通知書(様式第8号)又は設置中止等承認通知書(様式第9号)により、助成決定者に通知するものとする。

(設置に係る完了報告)

第11条 公衆喫煙所の設置経費に係る助成決定者は、公衆喫煙所の設置工事が完了したときは、設置工事完了報告書(様式第10号)に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告するものとする。

(1) 公衆喫煙所の案内図等。ただし、交付申請書に添付した案内図等の内容に変更がない場合はこれを省略することができる。

(2) 公衆喫煙所の完成を確認できる全景及び当該公衆喫煙所の主要部分の写真

(3) 設置経費に係る契約書の写し

(4) 設置経費の支払が終了したことが分かる書類の写し

(5) 設置経費の内訳が分かる書類の写し

(6) その他区長が必要と認めた書類

(維持管理に係る実績報告)

第12条 公衆喫煙所の維持管理経費に係る助成決定者は、維持管理実績報告書(様式第11号)に次に掲げる関係書類を添えて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

(1) 維持管理経費の支払が終了したことが分かる書類の写し

(2) 維持管理経費の内訳が分かる書類の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第13条 区長は、第11条又は前条の規定により報告書及び関係書類を受領したときは、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第12号様式)によって、助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を講ずることを求めることができる。

(助成金の交付請求及び交付)

第14条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書兼口座振替依頼書(様式第13号)によって、区長に助成金の交付を請求するものとする。ただし、当該口座の名義が団体代表者以外の場合は、併せて委任状の提出をするものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 第2条の助成対象者でなくなったとき。

(4) 第3条各号の要件を欠くこととなったとき。

(5) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止したとき。

(6) その他助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付取消通知書(第14号様式)によって、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第5号の取消事由に該当するとき(設置経費に係る助成金を交付した後に公衆喫煙所の設置を廃止したときに限る。)の助成金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第3により算出した額とする。

3 天変地異その他助成決定者の責めによらない不測の事態により、公衆喫煙所の設置を廃止したときは、区長は助成金の返還を免除することができる。

(調査)

第17条 区長は、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は助成決定者に対して資料の提出を求めることができる。

(苦情等対応)

第18条 助成決定者は、助成金の交付を受けて設置した公衆喫煙所に関する苦情等については、自らの責任で対応するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (8足地調発第873号 令和8年5月15日 足立区長決定)

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。